

鯖江広域衛生施設組合告示第3号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び鯖江広域衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成11年条例第3号）第3条の規定により、次のとおり鯖江広域衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

なお、当該生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4年4月11日

鯖江広域衛生施設組合管理者 佐々木 勝久

1 縦覧の場所

- (1) 鯖江広域衛生施設組合小会議室 鯖江市西番町第15号11番地
- (2) 鯖江市役所環境政策課 鯖江市西山町13番1号
- (3) 越前町役場住民環境課 丹生郡越前町西田中13-5-1
- (4) 福井市清水連絡所(福井市清水健康管理センター内) 福井市風巻町28-8-1

2 縦覧の期間

- (1) 縦覧の期間は令和4年4月11日(月)から令和4年5月10日(火)までとする。
ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日は縦覧を行わない。
- (2) 縦覧の時間は午前8時30分から午後5時までとする。

3 施設の名称

鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等(仮称)

4 施設の所在地

鯖江市西番町第15号11番地

5 施設の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、汚泥処理施設

6 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、下水汚泥

7 施設の能力

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設 98t/日(49t/24h×2炉)
- (2) マテリアルリサイクル推進施設 20t/5h
- (3) 汚泥処理施設 事業者提案

8 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭

9 縦覧の申込み

報告書等を縦覧しようとする者は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

- (1) 申込先 鯖江広域衛生施設組合管理課または各縦覧場所
- (2) 縦覧申込書 各縦覧場所に用意するとともに、当組合ホームページからのダウンロードも可能

10 縦覧者の遵守事項

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと
- (2) 報告書等を汚損し、破損し、または紛失しないこと
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと
- (4) 係員の指示がある場合には、その指示に従うこと
- (5) 管理者は、上記遵守事項に違反した者に対し、縦覧を中止させることができる

11 意見書の提出

- (1) 提出先 鯖江広域衛生施設組合管理課
- (2) 提出方法 電子メール、FAX、郵送、持参
- (3) 提出期限 令和4年4月11日(月)から令和4年5月24日(火)午後5時まで
なお、郵送の場合は、令和4年5月24日(火)の消印有効
- (4) 意見書の様式 各縦覧場所に用意するとともに、当組合ホームページからのダウンロードも可能
- (5) その他 提出された意見及び意見に対する見解を後日、当組合のホームページで公表する。なお、個人名等の公表及び個別の回答はしない。

12 問合せ先

〒916-0006 鯖江市西番町第15号11番地

鯖江広域衛生施設組合管理課

TEL:0778-51-2406

FAX:0778-51-4685

ホームページ:<https://www.sabae-koikieisei.jp/>

メールアドレス:info@sabae-koikieisei.jp